事業計画書

令和３年度

社会福祉法人　共生会

松風荘

令和３年度（2021 年度）　事業計画

目次

Ⅰ．理念と方針 2
社会福祉法人共生会　経営理念 2
社会福祉法人共生会　経営方針 2
松風荘の基本理念 3
松風荘の養護方針 3
今年度の重点方針 4
Ⅱ．施設の概要 5
Ⅲ．権利擁護 9
Ⅳ．中期計画 9
Ⅴ．運営管理に関する事業計画 10
Ⅵ．生活支援事業計画 12
本園事業計画 12
第一分園事業計画（パインツリー） 14
第二分園事業計画（ツインリーフ松風） 16
第三分園事業計画（もちのき） 18
Ⅶ．家庭支援事業計画 20
Ⅷ．自立支援強化事業計画 21
Ⅸ．食生活支援事業計画 22
Ⅹ．心理支援事業計画 26
Ⅺ．委員会活動事業計画 28
防災安全委員会 28
性教育委員会 29
自立支援委員会 30
実習委員会 31

Ⅰ．理念と方針

社会福祉法人共生会　経営理念

当法人は設立の精神である「共生」の精神に則り、利用者と事業者が共に手を携えて支え合い、自立に向けて支援することを基本理念としています。

１ 利用者の尊重

共生の精神に則り、利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

２ 自立支援

利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

３ 安心・安全な生活

利用者や家族が安心・安全な生活ができるよう支援します。

４ 地域との連携

地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流につとめ、地域の福祉サービスの拠点を目指します。

社会福祉法人共生会　経営方針

利用者の権利擁護を中核に据えれば、経営のコンプライアンス・透明性・説明責任・公開性の確立は法人経営にとって不可欠である。そのために公認会計士による外部監査の実施、顧問弁護士による法の遵守の徹底、顧問経営コンサルタントによる経営の適正化を図ってきています。

１．健全経営の実現

自己収入で支出し賄い得るよう工夫し、無駄をなくし、効率化に努め健全な経営を確立します。

２．地域との連携

地域との交流の推進を図り、安心と信頼で結ばれる社会福祉事業の運営をします。

３．サービスの質の向上

利用者本位のサービスを実現するため、業務の標準化を図るとともに、それを最低基準として品質向上の鍵を握る職員のレベルアップを、業務を通して実現します。

４．第三者サービス評価の受審

第三者サービス評価機関によるサービス評価を積極的に受審します。

５．苦情解決制度の実施

苦情解決のしくみとして第三者委員を選定し、サービスのチェックを実施します。

６．情報の公開

情報公開は説明責任として、個人情報保護法の範囲内において、インターネット上、文書による情報を提供します。

７．責任と権限の明確化

組織として事業活動を実践しているという原点にたちかえり、職員各自の組織上の役割、権限、責任を明確にして、組織一体となって業務遂行にあたります。

８．働きやすい環境

誇りをもって働きやすい法令遵守の職場環境づくりに努めます。

松風荘の基本理念

児童福祉法、児童憲章及び児童の権利に関する条約の精神に則り、児童の基本的人権を擁護し、福祉の増進をはかり、心身共に健康な人間の育成をめざして、自立のための支援を行います。

創始者積惟勝先生の施設養護への思いである「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を一人ひとりの社会性や人間関係を豊かにするとともに、個別的な関わりを大切にしながら家庭的な施設づくり目指し、年齢に応じた配慮、細やかな配慮、思いやり等必要な事を伝えていく事を基本理念としています。

松風荘の養護方針

① 子どもたちの最善の利益を守り、発達成長を支援します。

② 愛情に満ちた環境の中で、安全で安心した生活を用意し、子どもたちの生活意欲を育てます。

③ お互いに認め、大切にし合う仲間作りをしながら、責任感・思いやり・助け合いの心を育てます。

④ 子どもたちの学習を支援します。中学生には高校進学、高校生には主体的な進路選択ができるよう援助します。

⑤ 社会的な人間関係の自立、社会生活の自立や卒園後の自活生活を支援します。

⑥ 体罰等の人権侵害行為を否定し、受容的なかかわりを心がけ、心の痛みを受け止めた治療的な養護をめざします。

⑦ 学習指導や行事にともに参加してくれるボランティアやフレンドホーム（短期里親）は子どもたちの大きな支えとなっています。

⑧ 親との関係を密にし、ともに子育てをすることを大切にしながら、家庭復帰をめざします。

⑨ 児童相談所・学校・地域・関係諸機関との連携をとりながら子育てをします。

⑩ 「子どもの権利ノートの活用」「第三者による施設サービス評価の実施」「苦情解決制度の推進」などを通して児童の権利擁護の充実を図ります。

今年度の重点方針

「養育の質を高めよう」

・１日の始まりから１日の終わりの生活を重視し、（どこの家庭にもある一般的家庭における）養育をチーム内で話し合い、実践する事で児童に支障（普通）のない生活を送る事が出来るよう支援を行う。

・児童に自立後に必要な知識の経験を生活場面の中で積ませる事で、（ごみの分別、出し方、洗濯、簡単な調理、挨拶等）、自発的に取得が出来るように援助を行う。

〈人材育成に力を入れます〉

・年度内に GH 職員の５人態勢が出来るように人材を確保する事を目標とし、加配による個別対応の強化を目指す。

・外部講師を招き、年度内に、SW 研修を２回、心理カンファレンスを２回の計４回を目標に施設内研修の充実を図ります。状況に応じてオンライン研修を実施する。

・OFF-JT については、自らが研修を選択し、オンライン研修を中心に一人一人が年度内に複数回の研修参加が出来るよう支援を行う。

・年度内に園内研修を実施し、社会的養護の理解を図り、児童養護施設を取り巻く現状を把握する事で、知識の向上や児童に対する支援の理解が深められるようにする。

・業務の報告等で支援の振り返りや助言を通し OJT の充実を図り、１年目から３年目の職員を中心に教育の強化、具体的な支援の学びを行う。

・年度内に階層別による会議を実施していきながら、自分の立場・役割を認識し、人材育成という意識を持ち、全員で育ち合う土壌を作っていく。

Ⅱ．施設の概要

１．施設の規模

	児童定員	職員	敷地面積	建物面積他
施設全体	３０名	３７名 （嘱託医含）		
本園	１２名	２０名 （内ケアワーカー8 名）	462.8 ㎡ （約 140 坪）	340.423 ㎡（約 104 坪） 鉄筋コンクリート２階建
第一分園	６名	５名+支援員　１名	約 660 ㎡ （約 200 坪）	183.41 ㎡（55.5 坪） 木造２階建　５LDK
第二分園	６名	４名+支援員（兼） +調理他	251.43 ㎡ （約 76 坪）	211.57 ㎡（64 坪） 木造２階建　７LDK
第三分園	６名	４名+支援員（兼） +調理他	193.82 ㎡ （約 59 坪）	144.91 ㎡（59 坪） 木造２階建　５LDK

２．職員構成

施設長	1	副施設長 （基幹的職員）	1	養護課長 （FSW 兼務）	1	嘱託医	1
事務員	1	事務員（非）	1	栄養士	1	調理員	2
調理員（非）	3	心理士	1	保育士 指導員	２０	自立支援 担当職員	1
家庭支援専門相談員	2	個別対応職員	1	グループホーム 支援員	1		

３．組織図

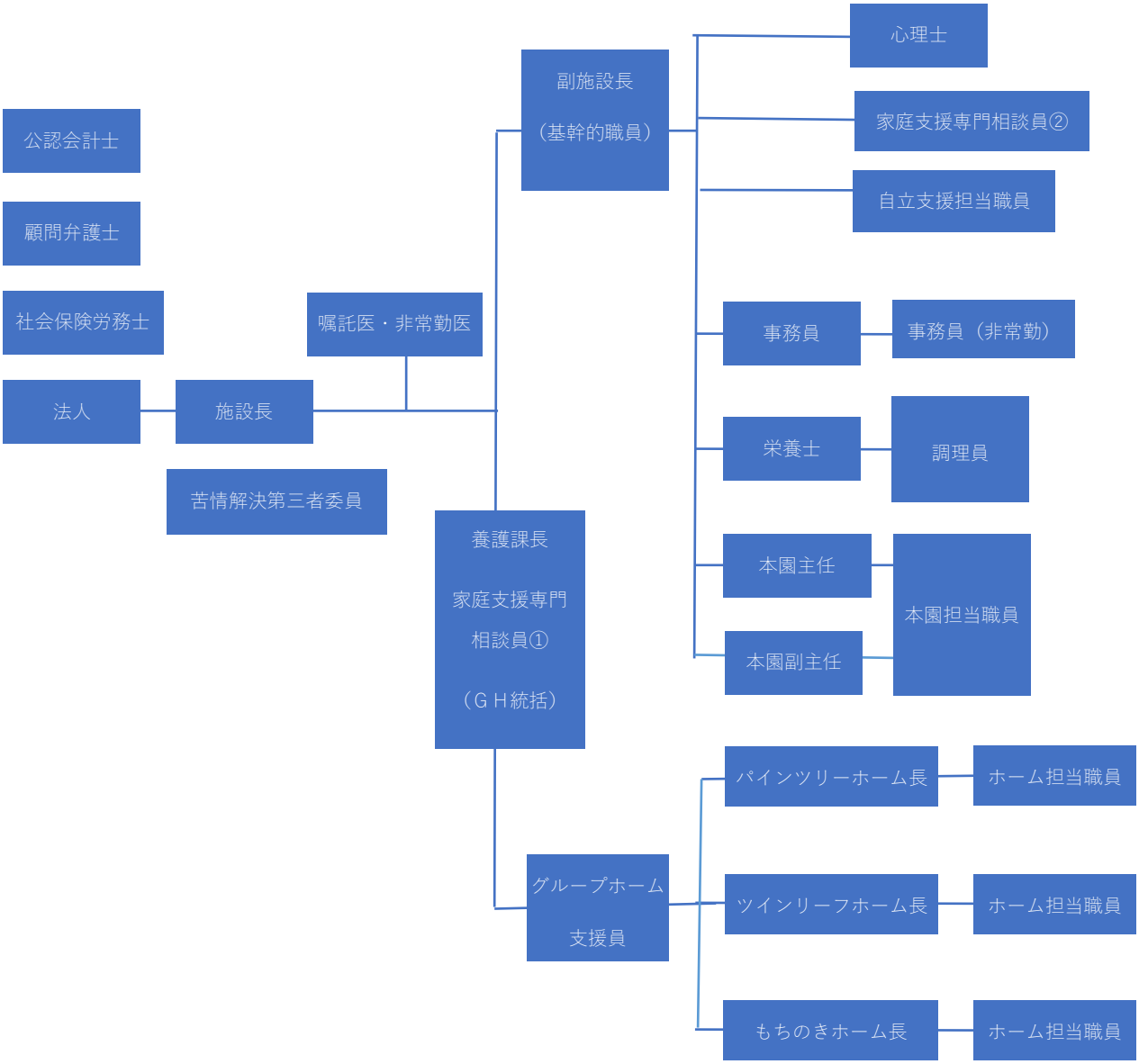
公認会計士
顧問弁護士
社会保険労務士
法人
施設長
苦情解決第三者委員
嘱託医・非常勤医
副施設長
（基幹的職員）
心理士
家庭支援専門相談員②
自立支援担当職員
事務員
事務員（非常勤）
栄養士
調理員
本園主任
本園副主任
本園担当職員
養護課長
家庭支援専門
相談員①
（ＧＨ統括）
グループホーム
支援員
パインツリーホーム長
ホーム担当職員
ツインリーフホーム長
ホーム担当職員
もちのきホーム長
ホーム担当職員

４．職務分担表

	職種	職務内容
	統括施設長	○伊豆長岡学園と松風荘の運営管理を統括し、必要に応じて助言、及び指導を行う。
管理職	施設長	○事業全体の目標、計画、進行管理、○予算、決算、財務、施設整備（会計責任者）、○組織、人事の活性化、改善、○行政機関、関係機関等に対して施設を代表、○苦情解決責任者、○防火管理者
	副施設長	○事業全体の目標、計画、進行管理　○組織、人事の活性化、改善、リーダー層の育成　○児童支援に関するスーパーバイズ　○専門職のとりまとめ　○その他、施設長の補佐及び代理　○職員採用に関する業務 ○職員会議、養護会議の司会進行
	養護課長 （GH統括）	○事業全体の目標、計画を把握　○児童支援に関するスーパーバイズ　○リーダー層の育成　○子ども手当　○苦情解決担当（苦情受付者）　○その他、施設長が必要と認めたもの
専門職	ファミリーソーシャルワーカー（FSW）	○自立支援計画作成への助言および進行管理○対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務、○退所後の児童に対する継続的な相談援助、○里親委託の推進のための業務、○児童相談所等関係機関との連絡・調整、○ケースの進行管理　○外部の会議への参加
	ファミリーソーシャルワーカー（FSW）	○自立支援計画作成への助言および進行管理○対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務、○退所後の児童に対する継続的な相談援助、○里親委託の推進のための業務、○児童相談所等関係機関との連絡・調整、○ケースの進行管理　○外部の会議への参加
	自立支援 担当職員	○自立支援計画作成への助言および進行管理　○学習・進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携　○3.高校中退者など個別対応が必要な児童に対する支援　○施設退所者に対する継続的な状況把握および自立支援のマネジメント ○外部の会議への参加　○第三者評価の実施に関する業務（業者選定は施設長が行う）　○その他施設長が必要と認めた業務
本園	本園主任	○本園の生活担当職員の業務（日常の生活支援に係わる業務）や労務(勤務表作成等）の管理　○設備等の保守、管理　○本園の行事計画の立案実行を主導　○実習生の受入に関する業務　○新任、若手職員の育成に関する業務　○地域との連携に関する業務
	本園副主任	○本園の生活担当職員の業務（日常の生活支援に係わる業務）や労務(勤務表作成等）の管理　○設備等の保守、管理　○本園の行事計画の立案実行を主導　○実習生の受入に関する業務　○新任、若手職員の育成に関する業務　○地域との連携に関する業務　○本園主任の補佐
	本園担当職員	○自立支援計画書の策定と実施（自立支援計画策定マニュアルに沿って） ○生活支援（食事の介助、見守り、マナー指導、季節や場にふさわしい衣服調整、居室や建物の環境整備等） ○学習支援（宿題の確認加え、各人に会った学習環境を提供） ○余暇活動（遊びの提供、公園への引率等） ○保健衛生指導（うがいや手洗い、検便の声掛け等） ○進路指導（学校選択に必要な情報提供や学校見学の引率等） ○健康管理 ○グループワーク（行事、子どもの自治的活動） ○学校との連絡調整、PTA活動への参加 ○地域活動への参加（補導員、町内一斉清掃等） ○保護者への連絡（家庭支援専門相談員の指示を受けて連絡する事がある） ○児童居室及び物品の管理（文房具や衣料等） ○文書記録（育成記録、養護日誌等）の整備 ○防火管理、災害対策の実施（防災計画策定、防災訓練の計画と実施） ○アフターケア
グループホーム	ホーム長	○ホームを代表し、日常のホーム運営の責任者 ○ホーム職員の労務管理（勤務表作成等） ○ホーム児童に対する日常の生活支援を主導 ○ホーム行事の企画と実行の責任者 ○設備、備品の保守管理 ○ホームの事業計画の進行管理 ○ホーム職員の指導育成 ○学校、地域との連携 に関する業務を主導 ○その他施設長が必要と認めた業務
	グループホーム担当職員	○自立支援計画書の策定と実施（自立支援計画策定マニュアルに沿って） ○生活支援（食事の介助、見守り、マナー指導、季節や場にふさわしい衣服調整、居室や建物の環境整備等） ○学習支援（宿題の確認加え、各人に会った学習環境を提供） ○余暇活動（遊びの提供、公園への引率等） ○保健衛生指導（うがいや手洗い、検便の声掛け等） ○進路指導（学校選択に必要な情報提供や学校見学の引率等） ○健康管理 ○グループワーク（行事、子どもの自治的活動） ○学校との連絡調整、PTA活動への参加 ○地域活動への参加（補導員、町内一斉清掃等） ○保護者への連絡（家庭支援専門相談員の指示を受けて連絡する事がある） ○児童居室及び物品の管理（文房具や衣料等） ○文書記録（育成記録、養護日誌等）の整備 ○防火管理、災害対策の実施（防災計画策定、防災訓練の計画と実施） ○アフターケア
	グループホーム支援員	○グループホーム入所児童及びファミリーホーム委託児童からの苦情解決及び人権擁護 ○グループホーム等専任職員からの相談対応及び助言・指導 ○グループホーム入所児童及びファミリーホーム委託児童の自立支援計画作成等に係る支援・助言 ○各種情報収集・提供 ○緊急時対応・支援 ○その他グループホーム等の運営に必要な支援
食生活	栄養士	○献立表の作成　○嗜好調査の実施　○食材の発注に係る業務　○給食調理　○子どもへの食育指導　○実習生への指導　○食品倉庫、調理室の管理　○食材費の計算○食数管理 ○その他施設長が必要と認めた業務
	調理員	○給食調理　○おやつ作り　○食品倉庫、調理室の管理　○その他施設長が必要と認めた業務
専門職	心理士	○ケースカンファレンスへの参加　○子どもの心理面接、心理治療　○心理治療プログラムの立案、実施　○生活場面での子どもの状況観察及び職員へのコンサルテーション　○その他施設長が必要と認めた業務
事務	事務員	○出納責任者　○小口現金取扱者　○経理、財務業務　○庶務業務　○その他施設長が必要と認めた業務 ○職員健康診断
		○小口現金取扱者　○その他施設長が必要と認めた業務
	嘱託医	○医師としての業務　○かかりつけ医

5. 会議

会議を施設運営の中心に据え、会議ごとの目的達成に向けて参加する職員が協力する。

会議の種類と目的等一覧

名称	目的	参加者	開催頻度	備考
職員会議	松風荘に関するあらゆる事項を議題とし、意志決定と承認を目的とする	職員全員 （パート従業員、嘱託医師を除く）	月一回	献立会議を含む
経営会議	施設運営に係る重要案件（予算、人事等）や将来構想を検討協議する	施設長、副施設長 養護課長	月二回	
運営会議	施設運営に係る案件について少人数で検討協議する。職員会議・養護会議前の検討事項中心	施設長・副施設長 養護課長・専門職 本園主任・ＧＨ支援員	月二回	
養護会議	児童の支援に係る事項や全体行事計画を検討協議する	管理職、専門職、生活支援担当職員	月一回	ケース会議を含む
支援会議	職員会議・養護会議前に子どもに係る案件について、検討協議する	管理職、ホーム長、本園主任(副主任)、専門職、ＧＨ支援員、	月二回	グループごとに開催
生活支援会議	児童に関する情報共有や生活上の諸課題についての検討を目的とする。	生活支援担当職員、専門職	月二～三回	
食生活会議	食生活を担ううえで必要な情報を共有し、検討課題について協議する。	栄養士、調理員、本園主任（または副主任）、管理職	月一回	

Ⅲ．権利擁護

権利擁護という視点で見たとき、児童養護施設は入所している児童とその家族にとって最後の砦ともいわれる。子どもの貧困や児童虐待、ドメスティックバイオレンスなど、入所以前の暮らしの中ではその人権が著しく蹂躙されていたケースが多い。児童養護施設が権利擁護を基盤とした支援を展開する事が求められているのは、こうした背景にもよる。

職員の人権意識を高める取組

①4 月の職員会議では、東京都社会福祉協議会児童部会が作成した倫理綱領を読み合わせる。

②全国社会福祉協議会が作成した「児童養護施設のための人権擁護チェックリスト」を実施。（個別年 2 回。各拠点 1 回）

権利擁護を進めるための仕組み

入所児童やその家族からの苦情に対応する為に、苦情解決のしくみ実施要項を定める。第三者苦情解決員の方には、入所児童と交流の機会を設けるなどして、子どもたちの生活の様子をみていただき、担当職員や施設長との懇談の時間を設ける。

◆苦情解決責任者
施設長　村松信知

◆苦情受付委員
養護課長　加藤美奈

◆苦情解決のための第三者委員
真野照英氏（司法書士）　西山知津子氏（児童委員）　東　宗徳氏（医師）

Ⅳ．中期計画

1.　人材育成

地域分散が進んだ施設では、各グループの責任者（チームリーダー）養成と職員のスキルアップが必要となる。小規模化した養育単位での子どもの育ちを理解し、チームアプローチを実践できるような人材の育成に努める。そのためには、職員個々に求める業務や必要なスキルを、OJT、OFF-JT を実施し、育成に努めると同時に養育の質の向上を目指す。又、育成にあたる職員の研修を実施する。

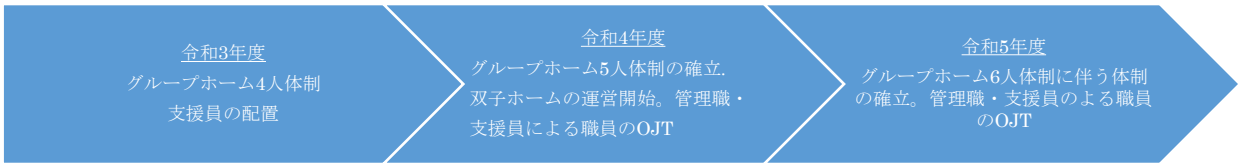

2.　専門機能型児童養護施設としての組織力の向上

家族再統合や心理治療など、専門性を高める手段として外部講師を招き、ケースカンファレンスを年 4 回実施し、取り組みを活性化させ、検討力を養う。

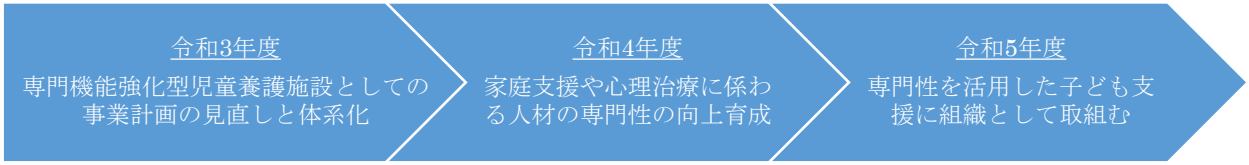

Ⅴ．運営管理に関する事業計画

①事業計画と予算の運用
　職員による事業総括をもとに、新たな事業計画をたて、計画に見合った予算を作成し運用する。
②危機管理体制の整備
　ヒヤリハットの収集と会議での報告を通して危機管理意識の向上に取り組み、事故予防対策を施設のシステムとして構築する。
③施設サービス評価事業の実施
　第三者機関よるサービス評価を受審し子どもの権利擁護と生活の質の向上を図る。また、評価結果の公表により、施設運営とサービス提供の透明性の確保を担保する。
④苦情解決のための仕組みを活用
　苦情は、サービス向上のスタートと捉え、子どもの権利擁護とサービスの向上を目的として実施する。入所児童とその家族からの苦情を受け付け、解決に向けて第三者委員会を常設する。第三者委員には、子どもとの夕食会を通して話しやすい関係性を養う。
〇第三者委員の氏名等：・真野照英氏（司法書士）　・西山千津子氏（児童委員）
　　・東　宗徳氏（医師）
〇第三者委員との交流：5 月から 6 月にかけて本園にて実施
　　10 月から 11 月にかけてグループホームにて実施
⑤自立支援計画の策定と評価
　児童相談所との機関連携や施設内での多職種連携を通して丁寧にアセスメントし、支援計画を策定する。また、子どもとその家族の状況は、成長や社会的、医療的要因によって刻々と変化する事から、常に見直しが出来るものとし、半期に一度（10 月に）は、全ケースを対象に支援計画の見直しを行う事とする。そして、3 月には年度末評価を実施する。
〇策定に向けた手順

⑥職員健康管理の推進
　健康診断を年 2 回実施。健康の自己管理を目的とした衛生推進会議に講師を招き年 1 回開催する。
〇令和３年度のテーマは、「職員の体調管理及びメンタルヘルス」とする。

⑦福利厚生
　互助会により、新年会、送別会、歓迎会を実施するなど、コロナウィルスの状況に応じて、福利厚生を図る。また、インフルエンザ予防接種に係る費用は施設負担とする。
⑧職員研修・学習会の充実
　職種ごとの研修に加え、児童養護や児童虐待といった実践的テーマはもちろんのこと、子どもの貧困や子育て支援といったテーマも含め、施設全体の養護内容を豊かにするために園内外の研修や学習会に職員を派遣する。研修担当が派遣案を作り、施設長がこれを了承する。または、職員自らが希望する研修への派遣を申し出る事が出来る。社会的養護処遇加算対象研修派遣は、施設長からの業務命令に従い参加する。コロナ禍にあり、状況に応じてオンライン研修での参加を昨年度同様、実施する。

令和３年度（2021 年度）　事業計画

〇外部研修派遣計画

月	研修名	主催者	参加者
4 月	法人新任研修	社会福祉法人共生会	新任職員・施設長
5 月	法人研修	社会福祉法人共生会	中堅職員・施設長
6 月	中堅職員研修	東京都社会福祉協議会児童部会	中堅職員
7 月	関東ブロック施設長研究協議会	関東ブロック児童養護施設協議会	施設長
8 月			
9 月	新任研修（9～11 月）（Zoom 研修？） 児童養護施設指導者研修会	東京都社会福祉協議会児童部会 子どもの虹情報研修センター	新任職員 中堅職員
10 月	関東ブロック児童養護施設職員研修会	関東ブロック児童養護施設協議会	中堅職員
11 月	全国児童養護施設長研究協議会	全国児童養護施設協議会	施設長
12 月			
1 月	児童福祉施設指導者合同研修 スーパービジョン研修 性教育研究会学術大会	子どもの虹情報研修センター 全国社会福祉協議会 性教育研究会	家庭支援専門相談員 中堅職員 性教育委員
2 月	給食現任訓練 新任職員フォローアップ研修 家庭支援専門相談員研修 スーパービジョン研修Ⅰ	東京都社会福祉協議会児童部会 東京都社会福祉協議会児童部会 全国社会福祉協議会 東京都社会福祉協議会	栄養士 新任職員 家庭支援専門相談員 中堅職員
3 月			

Ⅵ．生活支援事業計画

本園事業計画

運営方針

家庭的養護を推進し、被虐待児童や処遇困難児童に対し治療的養護を目指す。養護ニーズに合わせ、入所依頼については柔軟に対応していく。
温かい家庭的な雰囲気で安心した居場所を目指し、お互いに支え合いながら思いやりのある人格形成ができるような支援を行う。自立に向けた知識を身に付けることを念頭に寄り添う支援を行い卒園後も相談できる関係性を築く。

支援方針

①児童対応

発達に偏りがある児童や複雑多様化した児童の問題に対し生活支援部を中心に専門職との連携を図り治療的な支援を目指す。

児童がお互いに傷つけるような発言や自尊心を否定する発言をしないように、必要に応じ家族会議を開き話し合いを行っていく。

個々の特性を尊重しながらも集団生活で対人スキルを学ぶ場を作る。時間に追われた生活にならないように配慮しながらも、規則正しい生活リズムを身につけられるようにする。

低年齢児に対しては愛着関係の構築に努めながら安定した生活を送れるようにする。

高齢児については自立が出来るよう自己決定を促し個別対応を中心に丁寧な支援を行えるようにする。

生活支援員のコミュニケーションを活発にし、統一した支援方針の作成を行い、処遇スキルの向上を目指す。報告・連絡・相談を徹底し、一人で処遇をするのではなく、チームで児童の育成に努める意識を高める。

高齢児を中心にお互いに育みあう雰囲気を大切にしながら、学期ごとに家族会議を実施し集団形成を行う。

児童間の関係については虐めや暴力がない安心・安全な生活を保障する為、児童の関係性を常に把握する。また、児童の居室は他児の出入りは禁止として、プライバシーと安全な空間づくりをする。

②学習対応

個々の能力に合わせた学習支援を行う。

小学生は宿題を丁寧に行い、学力の定着に努める。学校の支度を子どもと共に確実に行い習慣化できるようにする。中学生については毎日１時間、学習する時間を設定し塾も利用しながら基礎学力を身につける。毎日の宿題や未提出物がないように確認しながら支援する。受験生には自立するときの生活や高卒後の進路もイメージさせながら早期決定を行えるよう学力の向上を促す。必要に合わせて学習ボランティアの活用も検討し、学習環境の整備を行う。

③行事

児童の希望を聞き取りながらコロナ禍で実施可能な行事を企画していく。企画行事を中心に意図的な個別対応や社会性を身につける場を提供していく。誕生日会については児童の生まれた日に個別で実施することで、特別な日である認識を持ち自己肯定感を育む。

④入所について

事前面会から入所当日まで同じ職員が丁寧に対応し不安感の軽減をする。入所１カ月は日記を職員と行い、集団になじめるように配慮した支援を行う。

緊急一時保護委託については児童の安全を最優先として、受け入れマニュアルに従って柔軟に対応できる体制を整える。

令和３年度（2021 年度）　事業計画

業務方針

生活支援部会議は円滑な司会進行を行い全体的に活発な意見が出せるよう配慮しながら効率の良い会議運営を行う。共通の認識を持ち、統一した処遇を決定し遂行できるようにする。生活支援部会議を行う際には、必要に応じ児童の様子を担当職員から報告し情報の共有を行う。
各副業務は在庫切れがないように、受け払い簿を付けながら在庫管理を行う。衣料品は季節に合わせた衣料品を適切に選択することを心掛ける。また、日用品も含め物を大切にすることを教えていく。
予防接種については一覧を用いて接種状況を把握しながら漏れのないように実施する。
１回／月の火災避難訓練を実施する。地震避難訓練は２回／年　夜間想定避難訓練１回／年を実施する。新規入所時や部屋替えの際に防災袋の点検を実施する。

職員間連携

コミュニケーションを大切にしながら円滑なチームワークを形成する。指示系統を確立し、いつでも相談し解決できる体制を整える。統一した支援を行うことを念頭に個々の処遇向上を目指すためにも信頼し尊重しあえるチーム作りを行う。
新規採用職員にはチューター制度を取り入れながら業務の定着、処遇スキルの向上に努め謙虚な姿勢を持ち自己研鑽に努め、責任感を持った人材育成を行う。

他部署との連携について

他部署との連携を深め、食生活会議などの他部会議に参加する。家庭支援専門相談員・自立支援担当職員・心理との情報交換や相談を積極的に行い、本園全体で児童を育てる意識を大事にする。

第一分園事業計画（パインツリー）

運営方針

地域社会の中で家庭的擁護を実践すると共に、児童の年齢に応じた健全な発育を促すために児童との対話を行っていきながら児童の最善の利益と権利擁護を図る。自発的な行動を促しながら社会的な自立、生活習慣の確立を目指す。共同生活であることを念頭に他人に迷惑をかけない生活、また協力して他人を助ける気持ちを育んでいく。小学生は集団生活の大切さを伝えていき、中高生には自立を見据えた支援を行っていく事、職員は話し合いを重視し、自分が得た気づきを共通認識にしていく事で、児童が思いやりの心を育んでいけるよう支援する。積極的に地域参画を行いさらなる地域の理解、連携を深めていく。

支援方針

①児童対応

児童にはお互いを尊重し、穏やかな生活を送らせていく。児童がごみの分別、出し方、洗濯、挨拶等、生活習慣を整わせ自立に向けての礎を築く。調理についても GH の特性を活かし児童の身近に行う事で、食生活への興味、マナー、簡単な調理方法を生活場面で触れさせる事で、自立後に活かせる技術の習得を図る。
日頃から児童との信頼関係を築く事で児童一人一人が他者の事を考え、思いやる心を育む事が出来るよう支援していく。
被虐待児には、心理的サポートなど、児童の自主性を尊重し多職種との連携を踏まえた支援を実践していく。
個別対応を重視しながら児童の能力、特性に合わせた支援を行う。そのためにはチームワークや職員間の連携を強化し、児童職員とも相互理解のもと支援を行っていく。
被虐待児の割合も多いことから児童相関図の把握や職員間での共有を怠らず、いじめや陰険な意地悪がないように見守っていきたい。小学校高学年児童に対しては、性差を意識しながら性的問題に発展しないよう距離感や関係性には注視しく。お互いに思いやりを持ちながら協力し、雰囲気の良い児童間の関係性を築いていく。

②家庭との交流

家庭復帰が見込まれる児童には段階的な家庭復帰プログラムを家庭支援専門相談員と連携しながら行っていく。保護者がいる児童には定期的な連絡をしながら児童の状況を伝え、定期的な面会、帰省、交流を行う。児童相談所との連携をとりながら関係者会議、保護者の状況の把握など情報の共有化を図る。

③学習対応

小学生の学習は宿題を中心に丁寧に行うよう支援していく。中学生は、１時間学習を定着化し、日々の生活の中で勉強する意識を付けさせる。必要であれば通塾を視野に入れ、基礎学力の向上を図る。学校の未提出課題についても学校と連絡を取り合い、未提出がないように支援をしていく。定期テスト前は学習に集中して取り組めるよう他児にも協力を仰ぎながら環境整備を進めていく。高校生は自主性を尊重しながら定期テスト期間の把握を行い、学習するよう随時促していく。各学校とは連携を密にとり、学校生活の様子や現れなどを共有していきたい。

④行事

児童の希望に沿いながら体験や経験を積ませる行事を企画し、思い出に残る楽しい行事を行っていく。休日や長期休みにも地域のイベントなどの情報を集め参加を促していきたい。高齢児童には社会性や自立心を養うためにも高齢時合宿やインターンシップなどの活用も行っていく。

令和３年度（2021 年度）　事業計画

業務方針

調理に触れる機会を増やし、食に対する興味関心を広げていく。買い物から一緒に行うことで食材や食事に関する話題を増やし食育を行う。平日は調理補助職員がいることで学習支援にも丁寧に行いながら、栄養のある温かい食事の提供を行う。食事マナーも身に着けながら楽しく美味しい食卓にすることを心掛ける。
児童の衛生面、身辺整理には留意し清潔感を持たせ、健康面でも自己管理が行える児童を育む。居室のみならず、共同スペースも清掃しながら環境整備を行っていく。感染症には気を付け、換気、除菌、手洗いうがいの励行など日ごろから衛生観念を身に着けさせる。受診に際しては薬の管理を行い、適切な投薬治療ができるよう心掛ける。

常日頃から防災意識を養い、月一回の火災避難訓練、地震や津波を想定した訓練も定期的に行う。災害時に備え、防災袋のチェックや防災設備、避難場所の確認なども児童とともに共有していく。地域の防災訓練にも参加していく。

日用品や医薬品などの在庫切れがないよう、適切に備品の管理を行う。被服も季節に合わせた着衣を心掛け、適切な被服購入を行っていく。靴などの個別用品については洗いなどの管理を行い、購入も一覧表を使いながら過不足なく行っていく。
業務は丁寧に行うことを基本としながら、ミスが起きた際にはホーム全体で問題改善に努める。事故防止に努めながら、環境整備を行い、安全安心した生活、清潔感あるホームにしていく。

職員間連携

ホーム内では毎日の引継ぎを丁寧に行うとともに、日ごろから児童の情報を共通認識とするために些細なことでもコミュニケーションをとりながらチームワークを高めていく。他職種との連携も大事にしながら報告・連絡・相談を密に行う。特に一人で決めずに相談をしながら相互理解したうえで、決めていく。
ホーム会議では児童の情報の確認と予定の把握に努めていきたい。また相談のできる場としてホーム職員以外の第三者の参加もお願いし、客観的な視点でのご意見も伺い、より良い支援につなげていきたい。各会議の決定事項の確認、報告も行いながら、効率的かつ、活発な会議運営を行っていく。
ホーム職員間だけでなく、多職種との連携を深め連絡・報告を密に行いたい。ＦＳＷや自立支援担当者職員や栄養士とは児童の支援に直結する部分も多いため、意見交換、相談を多く取っていきたい。心理士とは客観的な視点でみてもらい、児童に対する見方、虐待への回復方法などの連携をとっていきたい。

その他

様々な経験や人とのつながりを大事にするうえでもボランティアの活用は児童の成長に幅を広げる。今年度も適切なボランティアを多く求めていきたい。実習生には小規模化、家庭的養護の実践も踏まえながら次世代の職員育成となるよう受け入れをしていく。
子ども会、生徒会の活動や町内祭りなど積極的に参加し、引き続き理解と支援をいただけるような関係性を継続していきたい。

第二分園事業計画（ツインリーフ松風）

運営方針

個別的な関りを大切にしながら家庭的養育を実践し、社会性や豊かな人間性を育む。また、集団形成の中で思いやりや助け合いの心を育てたい。高齢児を中心に、社会的自立に向けた支援を行い、児童が自己選択・自己判断・自己決定が出来る力を養う。

支援方針

①児童対応

家庭的な生活を通じ、職員との信頼関係を基に協力した生活を築きながら、発達段階に応じた生活体験を充実させる。一人ひとりの年齢に則した自立への取組みを行い、公共性や挨拶、マナーなども身に付けさせる。また、地域での生活を通じて社会性を身に付け、地域社会との繋がりを体験させる。児童間ではお互いに認め、思いやりや助け合いの心を持った仲間作りを目指す。

②家庭との交流

家族再統合を目標に、家庭支援専門相談員を中心に家庭や児童相談所、関係機関との連携を行う。必要に応じて関係者会議も実施する。進路選択を控える児童に関しても、情報共有を行いながら最善の進路に進められる様に支援を行う。面会・帰省についても、新型コロナウィルスの感染状況を考慮しつつ、実施ができるよう調整を図る。

③学習対応

個々の能力に合わせた学習支援を行う。小学生については、家庭学習を中心に必要に応じて補足的な教材を利用し学力の向上を図る。高校生については、テスト期間を把握し、学習するよう随時促していく。また、社会経験を積むと共に、進路に向け必要な知識の習得も図る。各学校とは連携を密にし、学校生活の様子など情報共有をしていきたい。

④行事

行事を通じ、思いやりの心と協調性を養うと共に社会性も育てていきたい。児童が主体的に計画を立て、全体で楽しむことが出来るよう助言を行う。児童の誕生日会については、担当者を決めて誕生日当日にお祝いをする。

業務方針

生活や行事を通じ、調理に触れる機会を増やし、食に対する興味関心を広げていく。特に自立を控える児童には、買い物や調理実習など一人暮らしを見据えた支援を行う。平日の夕食作りに調理補助をお願いし、充実した温かい食事の提供を行っていく。その一方で、学習支援などの児童対応は丁寧に行う。食育の観点から、食事マナーを身につけ好き嫌いをしないよう支援を行う。

衛生面では、年２回の健康診断を実施する。うち、１回は学校健診とする。健康管理については、食事や睡眠、感染症についても意識を持たせる。児童の服薬に関しては医師の指示を守り、職員の引継ぎを宿直日誌で行い服薬漏れが無いように注意する。常備薬は定期的な在庫確認を行い、品質管理や在庫管理に努める。爪きりや散髪、居室の整理整頓など、生活の中で意識付けを行っていく。季節にあった着衣の選択ができるよう支援する。

防災の取組みとして、月に１回の火災避難訓練を実施する。ひと月おきには避難誘導・初期消火の検証を踏まえた職員のみの訓練も行う。また、年に２回は地震を想定した避難訓練も実施する。地域防災訓練に参加をし、災害時の避難方法を学ぶ。防災設備や備品の管理を漏れのないよう行う。

業務は丁寧に行うことを基本としながら、ミスが起きた際にはホーム全体で問題改善に努める。事故防止に努めながら環境整備を行い、安心安全な生活ができるように心掛ける。

職員間連携
職員の４人体制を念頭に、コミュニケーション・情報共有を大切にしながら、ホーム運営にあたる。自己判断せず、報告・連絡・相談を徹底し、統一した支援が行えるチームを目指す。0JT を充実させ、経験が浅い職員に対しての教育の強化を図る。
　緊急事態が発生した際は、フローチャートを基に迅速な報告・連絡・相談を行い、応援体制を組み対応できるようにする。家庭支援専門相談員・自立担当職員・心理士との情報の交換や相談なども積極的に行い、養育の質を高めていく。

その他
ホームへの理解に繋がるよう、職員一人ひとりが発信者となり、積極的に地域活動に参加していく。
高校生には、社会性や自立心を養うためにもインターンシップやアルバイトを奨励していく。
事故防止の観点から、ヒヤリハットの検証を行い再発防止に高い意識を持って取り組む。
ボランティアについては、児童に合ったボランティアを選定し、積極的に受け入れを行っていく。
事故防止の観点から、ヒヤリハットの検証を行い再発防止に高い意識を持って取り組む。
ボランティアについては、児童に合ったボランティアを選定し、積極的に受け入れを行っていく。

第三分園事業計画（もちのき）

運営方針

児童１人ひとりと向き合い自律の心を育てる。自発的な行動を促しながら社会的自立、生活習慣の確立を目指す。年齢に応じた細かな配慮、おもいやり、自立後に必要な知識の経験を生活場面の中で積ませ、取得できるような支援をする。

支援方針

①児童対応

家庭的な生活を通し、職員との信頼関係を基に協力して生活する。生活習慣を整わせ自立に向けての基礎を築く。挨拶の徹底を図り、生活に必要なルールの見直しを行いながら他者への迷惑を考え、利己的な考えに陥らないような人格形成を育んでいく。

被虐待児が多いため、心理的サポートなど、児童の自主性を尊重し多職種との連携を踏まえた支援を実施していく。個別対応を重視しながら児童の能力、特性に合わせた支援を行う。チームワークや職員間の連携を強化し、児童、職員ともに相互理解のもと支援を行っていく。

児童相関図の把握や職員間での共有を怠らずに、いじめや陰険な意地悪がないよう見守っていきながら、集団生活の大切さを伝え、中学生には自立を見据えた支援を行っていく。お互いに思いやりを持ちながら協力し、雰囲気の良い児童間の関係性を築いていく。他ホーム児童との関係も良い関係での交流を行う。
調理も身近になるため、食生活への興味を増やしながら食育を行う。

②家庭との交流

家庭交流が出来る児童には、家庭支援専門相談員と連携しながら交流を行っていく。保護者がいる児童には、定期的な連絡をしながら児童の状況を伝え、定期的な面会、帰省、交流を行う。児童相談所との連携もとりながら、保護者の状況の把握など情報の共有化を図る。

③学習対応

小学生の学習は宿題を中心に丁寧に行うよう支援していく。長期休みには苦手分野や基礎学力を向上する為、宿題を早期に終え、ドリルや教材を活用していきたい。また、必要な児童には学習ボランティアを利用し、基礎学力の定着を図る。中学生は一時間学習する時間を設定し、塾や学習ボランティアを利用しながら基礎学力を身に付ける。また、未提出課題がないよう支援をしていく。定期テスト前は学習に集中して取り組めるよう他児にも協力を仰ぎながら環境整備を進めていく。

④行事

行事を通して思いやりの心と協調性を養い、社会性を育てる。児童の希望に沿いながら体験や経験を積ませる行事を企画し、思い出に残る楽しい行事を行っていく。休日や長期休みにも地域のイベントなどの情報を集め参加を促していきたい。

業務方針

調理に触れる機会を増やし、食に対する興味関心を広げていく。平日は、調理補助職員がいる事で学習支援も丁寧に行いながら、栄養のある温かい食事の提供を行う。食事マナーも身につけながら楽しく美味しい食卓にする事を心掛ける。

児童の衛生面、身辺整理には留意し清潔感を持たせ、健康面でも自己管理が行えるよう支援をする。居室のみならず、共同スペースも清掃しながら環境整備を行っていく。
感染症には気を付け、換気、除菌、手洗いうがいなど日頃から衛生観念を身につけさせる。受診に際しては薬の管理を行い、適切な投薬治療ができるよう心掛ける。

防災の取り組みとして、月に一回の火災避難訓練を実施する。また、年に２回は地震を想定した避難訓練も実施をする。地域防災訓練に参加をし、災害時の避難方法を学ぶ。防災設備や備品の管理を実施する。

職員間連携

ホーム内では毎日の引継ぎを丁寧に行うとともに、日頃から児童の情報を共通認識するために些細なことでもコミュニケーションをとりながらチームワークを高めていく。他職種との連携も大事にしながら報告、連絡、相談を密に行う。特に一人で決めずに相談をしながら相互理解をしたうえで決めていく。
チームで共有、協力、役割を果たしながら養育の質を高めあっていく。

ホーム会議では児童の情報の確認と予定の把握に努めていきたい。また、相談のできる場としてホーム職員以外の第三者の参加もお願いし、客観的な視点でのご意見も伺い、よりよい支援につなげていきたい。各会議の決定事項の確認、報告も行いながら、効果的かつ、活発な会議運営を行っていく。

ホーム職員間だけでなく、多職種との連携を深め、連絡・報告を行いたい。家庭支援専門相談員や自立支援担当職員や栄養士とは児童の支援に直結する部分も多いため、意見交換、相談を多く取っていきたい。心理士とは客観的な視点でみてもらい、児童に対する見方、心理的サポートなどの連携をとっていきたい。

その他

様々な経験や人とのつながりを大事にするうえでもボランティアの活用は児童の成長に幅を広げるため、適切なボランティアを多く求めていきたい。実習生については、実習期間一度だけの体験ではなく、ホーム中心の実習生の受け入れを図っていき、小規模化、家庭的養護の実践を踏まえながら次世代の職員の育成となるよう受け入れをしていく。
習い事、子ども会、生徒会の活動や町内祭りなど積極的に参加し、引き続きご理解とご支援を賜われるよう関係性を継続していく。

事故防止の観点から、ヒヤリハットの検証を行い再発防止に高い意識を持って取り組む。

Ⅶ．家庭支援事業計画

基本方針

家族調整を進めていく中、2 名の家庭支援専門相談員が中心となって、分担しながら家庭関係を調整していく。保護者との信頼関係を大切にし、子どもの現状や支援の方向性、目標を保護者と共有し家族交流を行なう。（報告、連絡、相談と情報の共有の徹底）

子どもと保護者の家族支援を通し親子関係の再構築及び家族再統合の促進を図り子どもと保護者の家庭環境については慎重な対応が必要なので留意しながらの対応を図る。

１　家族再統合の支援（養育相談、支援、方針、家庭訪問、児童相談所）

①保護者とは信頼関係を大切にし、家族との関係調整を行なうとともに、施設全体で家庭復帰に向けたありかたを検討し子どもと保護者を支援する。その中で、親性を高める取り組みを行なう。保護者の近況を確認すると共に、子どもの報告をし、学校行事への参加を促し、手紙や電話連絡を行なう。

②子どもの現状報告や今後の方向性や目標を共有していき、信頼関係を築くために保護者の相談を受け、保護者と向き合いながらの支援を行なう。

③新型コロナの緊急事態宣言の発令時は、オンライン面会等をとりいれ親子交流を継続していく。

④児童相談所の福祉司との連携は定期的にとり、子どもの様子も定期的に伝えていくのと同時に、保護者の情報も施設から連絡ができないケースもあるので、児童相談所に状況把握をお願いし連絡してもらうパターンの定着を心掛ける。児童相談所の福祉司と連絡がとれないことがあるため、伝言し見解の違いがないよう連携に強化をし、関係者会議については、早めに取り組む。

⑤長期休みの面会や帰省の実施を行ない、親子交流を図る。保護者宅への家庭訪問も福祉司と同行し把握をしていくことを念頭においていく。

⑥家庭復帰ケースについては、入所理由、現状の把握をきちんとして一連の振り返りを親子共々していく形をとっていく。

２　その他

①家庭支援、自立支援担当職員、子どもの担当職員との連携は役割分担を明確にして周知していく。

②家庭支援の書類関係については丁寧に作成する。

③職員会議などで情報共有を図っていく。

④2 名の家庭支援で分業しながらやっているのでケースの共有の時間をとって連携していく。

Ⅷ．自立支援強化事業計画

１．基本方針

社会とのつながりを増やし、経験や体験できる場を多く提供する。

〇高校３年間の取り組みスケジュールを組み立て、長期的に自立後のスキル獲得を目指す。

〇一人暮らし体験を行えるよう整備を進める。

〇卒園後の生活の把握と必要に応じた支援を行い、自助グループ活動の検討を行う。

２．アフターケア事業計画

（１）事業の対象者数及び支援想定回数

①事業の対象者数（３４人）

※自立児童は退所後１０年まで、家庭復帰は退所後５年までの者全員＋α（必要に応じ支援が必要な退所者）

②支援想定回数（２７２回）

※事業の対象者数×８回

・定期的な電話連絡や家庭訪問による生活状況の把握と支援

・職場・学校訪問により理解と協力、ネットワークづくりを支援する。

・未成年児童や進学児童への金銭管理補助と奨学金等の管理補助

３．年間活動計画

月	外部機関	児童自立支援計画	自立委員会 高齢児合宿	進路	その他
４月	同友会・フェアスタート 話し合い	フローチャート作成・配布 児童聞き取り	企画書作成 （施設機能強化） 自立委員会①	高３進学希望者 奨学金予約	自立支援担当職員事業実績 ボランティア保険加入
５月	オンライン社長室 同友会懇談会			高３進路会議①	施設機能強化申請
６月	オンライン社長室	前期・自立支援検討会	内容決定 自立委員会②	高３進路会議② 日本学生支援機構予約 申請	
７月	オンライン社長室 企業説明会・企業見学会		しおり作成 行程決定		
８月	オンライン社長室 インターンシップ		高齢児合宿開催 （８月末）	OC、企業見学 AO 入学試験・学校推薦 高３自活訓練	
９月	オンライン社長室	フローチャート作成・配布 児童中間振り返り	報告書作成	高３就職求人票公開 卒園の生活ｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ	（ボランティア懇談会）
１０月	オンライン社長室	後期・自立支援検討会	自立委員会③	高３進路決定 中３ケース会議	
１１月	オンライン社長室 同友会懇談会		小学生行事 中３学習会①	中３進路会議	
１２月	オンライン社長室 インターンシップ				
１月		フローチャート作成・配布 児童年度末聞き取り	中３学習会②	中３進学校決定	成人式 （退所者同窓会）
２月	同友会・フェアスタート 話し合い	自立支援年度末評価検討会	自立委員会③	中３私立受験	
３月	スーツ贈呈寄付者との調整			中３公立受験 高３卒園	施設機能強化実績 自立支援担当職員事業申請

※随時

〇ボランティア見学・受け入れ

〇奨学金

〇アフターケア

〇コーディネーター研修、学習会、ブロック会、全体会

〇ホワイトボード・ファシリテーター研修・育成１．基本方針

Ⅸ．食生活支援事業計画

子どもたちは親や家族と離れて不安な中で生活をしています。松風荘で安心して、豊かな生活ができるよう、子どもたちの声を良く聴き、安全で、おいしい食事を作ります。また、成長期にある子どもたちの発達を保障するために栄養バランスの取れた食事を提供します。
いずれ卒園していく子どもたちが自分で食事作りができ、楽しく、気遣いのできる食卓を囲めるように援助し、食育と危機管理について検討します。

今年度重点テーマ…食への感謝、関心
食への感謝、関心を持つことで食事への思いや理解を深める心を育てます。子どもにとって食事をする環境はとても大切で、一緒に食べる周り大人の雰囲気づくりにより食事の時間が楽しいものになります。
共食の意識を持つことで健康的な食事のあり方や作法を身につけ食育の一環とし、食生活リズムを作ることで成長と発達を促します。
今の食べ方、食べたものが 10 年後の子どもたちの健康を左右します。
これまでの取り組みの結果に基づき、肥満、やせすぎ、低体位の子どもへの個別支援、高校生の食生活自立への準備とグループホームの支援をします。

子どもたちが「食べる力」は**周りの大人の「食べる力＝食事、健康への関心」**を反映している。子どもたちが十分な力を身につけることができるよう私たち職員も力を磨きます。
平成 17 年食育基本法の制定

１、子どもの健康と食生活
（１）毎月の体重、隔月の身長測定
子どもの発育、発達状況、栄養状況、栄養状態、生活状況等把握し、評価を行い職員会議で共有する
低体位児童の発達保障
中高生の発達支援
肥満、やせすぎの改善　本人の自覚と努力と援助（今まで、今、これから）
偏食（大嫌いな食べ物を減らす、一口食べるところから始める）
個人別健康簿の整理（成長曲線）
（２）治療食
医師の指示、本人の食欲を大切にします。
（３）アレルギー
医師に診断を求め、その指示に従い個別対応をします。
（４）外食
食事を通して豊かな生活を築きます
5 月　子どもの日（寿司の出前）　7/12 月衣料購入時　8 月　キャンプ・民宿
1 月　民宿、合宿　3 月　卒業外食
（５）食事時間
朝食　　6 時 30 分～7 時 30 分　休日 7 時 30 分
昼食　12 時（11 時 45 分）　15 分間着席
夕食　18 時 30 分
みんなと食べる大切さ、共食の意識、個々にあわせた食事時間の配慮

（６）嗜好調査
献立の希望調べ　献立検討（希望、検討）　グループホーム訪問時の聞き取り
（７）誕生日会
誕生者の希望をかなえます。
（８）行事食
季節の行事食・食材を大切にします。
（９）食品選び
食品は新鮮で添加物の少ないもの、なるべく国産のものを選びます。
（10）減塩
子どもの時からの食塩摂取量が生活習慣病につながるので、減塩に努めます。

２、子どもの役割と食事作り
（１）役割
布巾洗い、炊事当番、片付け当番
（２）食事作り、調理実習とお手伝い
お手伝いを盛んに、楽しくなる食事作りを支援します。
自発的で計画的な食事作りを自分と他人のためにできるよう支援します。
卒園する児童への自立に向けた調理計画を支援します。
（３）行事食
4 月　入学祝い（赤飯、御頭付き鯛塩焼き）　7 月　七夕（ちらし寿司）
1 月　正月（御節、雑煮）/七草/小豆粥/成人の日（赤飯）　2 月　節分（恵方巻）
3 月　ひな祭り（ちらし寿司）
（４）おやつ作り
4 月桜餅　5 月柏餅　9 月おはぎ　12 月餅つき　3 月ぼたもち

３、環境整備
（１）衛生管理
　ねずみ（6 回/年）、ゴキブリ駆除（2 回/年）
食器乾燥機、次亜塩素酸消毒、熱湯消毒
　検便（全職員 1 回/月、児童 4 回/年、ノロウイルス検査　本園食生活職員 11～3 月）
中心温度（85℃以上/1 分以上）表面温度（10℃以下）、保存食（2 週間保管）
（２）掃除
毎月集中清掃の実施
（換気扇、冷蔵庫、冷凍庫、食品庫、食品棚、調理器具棚、調理台、ガス台、シンク下、フィルター等）
（３）検収
表面温度測定、賞味期限確認、適温保管、産地証明
（４）物品購入
器具什器　安全で使いやすい食器
個人別（年齢別茶碗、はし、湯のみ、マグカップ）
（５）ゴミ分別、処理
水切りの徹底、ゴミにしない工夫、分別の徹底
４、研修
（県）給食協会、東社協現任訓練、施設見学、給食研究会
栄養士会、保健所研修会、園内研修

５、職員体制

常勤栄養士１人、常勤調理師１人、常勤調理員１人、
グループホーム調理員　3 時間調理員 3 人枠

６、栄養基準量、食品群別食料構成算定表

2021年 食事摂取基準

2020/4/1

	エネルギー	たんぱく質	脂質	Ca	Fe	レチノール	VB1	VB2	VC	食物繊維	食塩
最大値 14歳男	3457	84.0	60.9	1000	11.5	800	1.4	1.6	95	17	8
最小値 7歳女	1386	28.6	20.0	550	6.5	400	0.8	0.9	55	10	5.5
基準値	2500	80	29%	650	*14	700	1.3	1.4	85	*19	7

平均年齢　12.9　最大14歳　最小7歳
＊　Fe、食物繊維に関しては最大値を設定

2021年 食料構成

	魚肉類	乳類	卵類	野菜類	海草	芋類	果実	米パン麺	豆類	油
基準値	170	300	50	300	5	130	100	330	50	15

７、地域交流

バザー、クリスマス会（手作りお菓子）

８、飲食物費収入

収入予算　30,200 円/月　　1,026 円/日
支出予算
毎月業者　31,000 円×（12＋3）＝ 465,000 円/月
　　1,000 円（160＋350＋140＋350）/日
全体行事費　250,000 円/年

９、記録簿

調理日誌、会議録、検食簿、点検簿、食品衛生管理簿

１０、会議、打ち合わせ

職員会議（1 回/月）、献立会議（1 回/月）、食生活業務会議（1 回/月）、調理員合同食生活会議（2 回/年）
毎日の打ち合わせ　9 時 30 分～

１１、災害時（食中毒含）の食事と危機管理について検討する

６月 備蓄食を使用した調理実習（本園、グループホーム調理員合同）

12 月 もちつき

備蓄食７日分　※　併せて、災害時の使い捨て容器の入替、在庫確認等実施

１２、子どもの発育、発達状況、栄養状態、生活状況などについて把握し、食事計画を立てる

※　厚生労働省雇用均等・児童家庭局長平成 27 年３月 31 日

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助および指導について」

１３、食育　（買い物、食事作り、食事、片づけ）

卒園児童への調理実習

１４、グループホーム支援

毎月グループホームを訪問し、要望を聞き、成長発達の確認と個別対応をします。

X．心理支援事業計画

１．基本方針

入所児童全体のコンサルテーションを積極的に進めていき、生活場面での治療的かかわりを通して間接的な支援をしていく。

２．個別心理療法の実施

日常生活での支援と並行して、より専門的な児童の心理ケアのために個別の心理療法を行う。プレイセラピーとカウンセリングを手法とし、主にトラウマの治療、発達の促進、不適応状態の緩和等を目的とする。

対象：被虐児童・生活適応に課題を抱える児童等

昨年度と同様、教材（SST 等）についても積極的に取り入れながら、心理療法に取り入れていく。

３．生活場面における心理ケア及び治療的養育環境作り

児童の生活場面である学習、食事、清掃、余暇活動に参加し、発達や生活適応に課題を抱える児童に対し、心理的側面に配慮した関わりや支援を行う。また、生活場面において児童から訴えがあった場合等に、話を聞き個別の関わりを通じて治療的関わりを行う。

（１）児童への生活場面面接

児童の状況に応じて、居室及び生活空間において面接を行う。また、場合によっては生活場面でのやりとりから心理面談に繋げていく。

生活場面という枠から心理面談という枠への移行の際に組み立てについて検討し、実践していく。

（２）生活場面における児童の状況観察

生活場面での児童の生活状況や対人関係を観察し、状況に応じて生活場面面接に繋げ、助言等の心理治療的・教育的介入を行う。児童間や児童職員間の状況をアセスメントし、生活場面での支援に生かす。

４．コンサルテーションの実施

個別心理療法、生活場面面接での見立て及び生活場面での観察等の気づき職員間で共有し、支援に役立てるため会議に参加し、コンサルテーションを行う。

定期的に各ホーム会議に参加し、各児童の状態を共有し、支援方法を検討していく。

５．心理教育の実施

高齢児合宿にて、4 年計画で心理教育プログラムを実施し、対象児童が抱きやすい心理的な課題について、正しい知識や情報を心理面および倫理面への配慮を充分にしながら伝えていく。

昨年度は心理教育を児童の心理面談の中にも取り入れた。昨年度と同様、心理面談の中にも積極的に取り入れていく。

６．医師との連携

投薬治療中の児童について定期的に児童の様子を伝え、医師との連携を図る。また、投薬治療を行っていない児童に関しても気になる様子等を伝え必要に応じて医療機関受診に繋げる。また、小児科だけでなく児童の状態に応じて精神科、心療内科への受診も検討する。

７．学校との連携

授業参観や保護者向けの学校行事に参加し、児童の学校生活や学習、友人関係について学校教員と情報交換を行うことで児童の学校不適応感への予防的介入を行う。また、学校不適応児童への具体的なサポートや治療的養育的環境作りに繋げる。スクールカウンセラーとも連携し、児童の様子を共有し、専門的な心理アセスメントや心理ケアに繋げる。

８．児童相談所との連携

児童相談所の福祉司、心理司等との児童の見立てや生活場面での様子を報告し、共有する。また、精神投与中の児童に関しては、定期的に様子報告書を提出し、状況を報告する。

９．心理カンファレンスの実施

外部講師を招いての心理カンファレンスを実施し、対象児童について多角的な視点で見立て、支援方法を検討していく。また、コロナ禍のため昨年度と同様、オンラインでのカンファレンスも念頭に入れながら準備をしていく。

１０．実習生への講和

実習生に対して心理士の業務について話をして、心理についての知識を養ってもらう。

１１．職員向けの心理教育の実施

ケース検討を行うにあたり様々な心理の専門用語が出てくる中で、専門用語についての説明をする機会を設けて知識を養い、子どもの特性理解、支援に繋げる。

XI．委員会活動事業計画

防災安全委員会

１、方針

（防災部門）

・自然災害や火災、津波等による被害から松風荘の児童、職員の安全を確保出来るよう考える。
・災害時には被害を最小限に抑えられるよう人命を第一優先とし、さまざまな対策を行い災害に備える。また、地域住民と協同し復旧・復興対策を行っていく。
・防災食備蓄の把握に努め、漏れが無いよう努める。

（安全対策部門）

・児童間の関係性や施設内の死角となる場所や時間帯を把握し、職員間で情報を共有することで、事故を未然に防ぐ取り組みを行う。
・過去の暴力的事故やヒヤリハットを検証し、同様の事象が起こらないように努める。

２、取り組み内容

（防災部門）

・緊急連絡網の作成、通報訓練の実施
・家具等の転倒防止対策、防災バッグ（年２回４月、９月）、応急医療セットの内容確認
・住所や氏名、連絡先、血液型、服薬の有無など個人の情報が分かる物を作成
・自衛消防組織編成表に基づく訓練の計画と実施
・本園、各分園での職員の避難訓練の計画と実施
・「松風荘・防災の日」として備品や施設内で危険個所がないか確認
・年１回燃料交換
・備蓄食料期限確認、発注、納品

（安全対策部門）

・児童間の関係を把握するため、聞き取りを行ない、ジェノグラムを作成する。
・昨年度の事故報告やヒヤリハットを検証し、今後の事故を未然に防ぐ。

３、年間計画

４月　緊急連絡網の作成、防災バッグの内容確認
５月　職員会議で通報訓練を行う。緊急連絡網を実施。
６月　ジェノグラム作成の為、児童への聞き取り実施。
　　児童への聞き取りに基づくジェノグラム作成　⇒　養護会議で報告
９月　防災バッグ内容確認
２月　暴力的事故報告やヒヤリハットの検証　⇒　養護会議で報告
　　総括・次年度に向けての課題検討
　　来年度購入備蓄食確認

性教育委員会

１、方針

・本園・分園共に男女混合で生活している為、性的問題のリスクは変わらない状況にある。児童間の関係性や特性を捉え、小集団の中で性教育を高めていく。
・マニュアルを活用し、職員の性に対する知識の向上を図る。

２、取り組み内容

・本園、各ホームで性教育個別計画を確認して性教育を実施する事を目標とする。
・高齢児合宿での性教育実施計画を立てる。
・目的に沿った内容を検討し、園内研修内容検討の実施をする。
・会議の場を利用し性教育の事例検討会を実施する。
・性教育マニュアルを本園・分園に設置し、職員に浸透させ、活用していく。

３、年間計画

6 月　年間計画検討・役割分担
7 月　性教育マニュアル活用方法検討
8 月　性教育学習会実施計画
11 月　性教育学習会実施
2 月　総括・来年度の性教育園内研修内容検討

自立支援委員会

１、方針

施設で生活している中で自立度（身体的・社会的・精神的・経済的）を測りながら、自分を律する気持ち、自己実現をするための自立の養う取り組みを行う。児童自立支援方針の書類をより良いものにするために、やり方や書類の改定などを検討していく。

２、取り組み内容

（１）高齢児合宿の運営、実行

高齢児合宿を通じて、自立に向けた教育をおこなう。卒園生の座談会を聴くことで、卒園後の生活をイメージさせ、前向きな進路選択を促す。

（２）自立に向けての取り組みスケジュールの確認と自立の講話を確立させる

高校入学からの自立に向けた取り組みスケジュールを考えるとともに、高校３年生へは自立のスキルを養うため、講話をおこなう。また自活訓練棟も活用できることになったら、一人暮らし体験をさせながら自立への意識を養う。

（３）地域との連携・就労体験

同友会とのつながりを大事にしていきながら地域の大人との交流する機会を増やしていく。高齢児にはインターンシップを推奨し、低年齢児にはおしごと体験などの行事企画を計画する。

（４）児童自立支援方針の改定に伴った評価をおこなうとともにアセスメントのスキルの標準化を目指す

児童の聞き取りをどの職員でも一定のレベルでの聞き取りを行えるよう、アセスメントのやり方を考える。また昨年度から施行した計画書もより良いものにするために話し合いを重ね、システムに移行できるかも検討していきたい。

３．年間計画

第１回	４月	方針確認・委員長選定・高齢児合宿役割決め
第２回	６月	高齢児合宿確認・児童自立支援方針（前期）評価
第３回	10 月	高齢児合宿振り返り・横割り行事・学習会などの行事準備
第４回	２月	行事振り返り・総括作成

実習委員会

1、方針

次世代の児童養護施設職員育成のため、実習生の受け入れを行う。受け入れ態勢を本園担当者だけではなく、グループホーム単独でも実習生を受け入れる事が出来るように標準化を目指す。また、有資格者（社会福祉士・保育士）による専門的な教育を実施する。

2、取り組み内容

・実習生を受け入れる月を基本に月１回招集する
・実習評価表・出勤簿の確認を各拠点で行う。評価表については、施設長の確認を行う。
・実習生の勤務表は各拠点で行う
・年間スケジュールは委員長が行う

3、年間計画

年間スケジュール	
4 月	全学校に実習書類を送る　①施設実習に関する書類送付について ②松風荘における実習について ③前年度の事業概要 ④松風荘パンフレット ⑤実習中における個人情報取り扱いについて ⑥誓約書
9 月～11 月	次年度の実習依頼が順次届く 受け入れの調整を行う
12 月初旬	実習依頼の返信

〇令和３年受け入れ予定

資格種類	受入校数	受入人数
保育士資格	１６校	２１名
社会福祉士受験資格	１校	１名